

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月13日

【会社名】 株式会社モダリス

【英訳名】 Modalis Therapeutics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 森田 晴彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 700,000,000円
(第14回新株予約権)
その他の者に対する割当 9,485,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,643,985,000円
(注) 第14回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、第14回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

(第15回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,662,500円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 760,162,500円
(注) 第15回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、第15回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2024年8月13日に第9期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)の半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【追完情報】

<訂正前>

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期、提出日2024年3月27日)及び四半期報告書(第9期第1四半期、提出日2024年5月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年8月7日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第8期有価証券報告書の提出日(2024年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月7日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

3．資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」に記載の第8期有価証券報告書(提出日2024年3月27日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2024年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月7日)までの間において、以下のとおり変化しております。

(中略)

4．最近の業績の概要

2024年8月7日に開示いたしました、2024年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第9期第2四半期累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)の四半期財務諸表は、以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューは終了していないため、期中レビュー報告書は受領していません。

中間連結財務諸表及び主な注記

(1) 中間連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,883,437	1,278,281
貯蔵品	6,353	3,486
その他	66,533	50,741
流動資産合計	1,956,323	1,332,510
固定資産		
投資その他の資産	69,601	77,165
固定資産合計	69,601	77,165
資産合計	2,025,925	1,409,675
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	5,973	5,510
賞与引当金	-	9,026
その他	192,128	88,701
流動負債合計	198,101	103,239
固定負債		
役員株式報酬引当金	733	489
従業員株式報酬引当金	3,590	2,307
新株予約権付社債	412,500	162,500
その他	30,577	28,412
固定負債合計	447,401	193,708
負債合計	645,502	296,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,217,652	273,583
資本剰余金	2,539,387	1,595,318
利益剰余金	2,410,273	788,671
自己株式	97	97
株主資本合計	1,346,669	1,080,132
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	7,323	16,124
その他の包括利益累計額合計	7,323	16,124
新株予約権	26,430	16,470
純資産合計	1,380,422	1,112,727
負債純資産合計	2,025,925	1,409,675

(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
事業収益	-	-
事業費用		
研究開発費	906,431	716,518
販売費及び一般管理費	138,360	122,437
事業費用合計	1,044,792	838,956
営業損失()	1,044,792	838,956
営業外収益		
受取利息	14	8
為替差益	54,637	63,032
その他	8	11
営業外収益合計	54,660	63,052
営業外費用		
支払利息	2,212	2,057
株式交付費	2,837	2,190
新株予約権発行費	293	-
営業外費用合計	5,343	4,248
経常損失()	995,474	780,152
特別損失		
減損損失	37,146	188
特別損失合計	37,146	188
税金等調整前中間純損失()	1,032,620	780,340
法人税、住民税及び事業税	607	606
法人税等合計	607	606
中間純損失()	1,033,228	780,946
親会社株主に帰属する中間純損失()	1,033,228	780,946

中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
中間純損失()	1,033,228	780,946
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,676	8,801
その他の包括利益合計	1,676	8,801
中間包括利益	1,034,904	772,145
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,034,904	772,145

(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	1,032,620	780,340
減価償却費	683	-
減損損失	37,146	188
役員株式報酬引当金の増減額(は減少)	84	244
従業員株式報酬引当金の増減額(は減少)	373	1,283
賞与引当金の増減額(は減少)	22,728	8,561
株式報酬費用	4,963	7,795
受取利息及び受取配当金	14	8
株式交付費	2,837	2,190
支払利息	2,212	2,057
為替差損益(は益)	37,317	56,613
未払金の増減額(は減少)	66,788	47,435
未払費用の増減額(は減少)	23,134	67,081
未収消費税等の増減額(は増加)	913	7,442
その他	66,009	12,209
小計	975,925	928,151
利息及び配当金の受取額	14	8
利息の支払額	2,212	2,057
法人税等の支払額	1,210	1,210
営業活動によるキャッシュ・フロー	979,332	933,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	37,830	188
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,830	188
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	618,372	260,054
割賦債務の返済による支出	3,073	3,910
その他	293	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	615,005	256,143
現金及び現金同等物に係る換算差額	60,387	70,299
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	341,771	605,155
現金及び現金同等物の期首残高	2,933,162	1,883,437
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,591,391	1,278,281

（４）中間連結財務諸表に関する注記事項（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

2024年3月26日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、2024年5月15日付で繰越利益剰余金の欠損填補を行ったことにより、資本金が1,201,273千円、資本剰余金が1,201,273千円減少し、利益剰余金が2,402,547千円増加しております。また、当中間連結会計期間において、無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価格修正条項付）及び行使価格修正条項付新株予約権の行使に伴い、資本金が257,204千円、資本剰余金が257,204千円増加しております。これにより、当中間連結会計期間末の資本金は273,583千円、資本剰余金は1,595,318千円、利益剰余金は788,671千円となっております。

（セグメント情報等）

当社グループは、遺伝子治療薬開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（重要な後発事象）新株予約権の行使による増資

当中間連結会計期間終了後、2024年7月1日から2024年7月末日までの間に、無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び行使価額修正条項付新株予約権の一部について以下の通り権利行使がありました。

（１）発行した株式の種類及び株式数	普通株式	3,157,695株
（２）増加した資本金		111,237千円
（３）増加した資本準備金		111,237千円

これにより、2024年7月末日現在の普通株式の発行済株式総数は42,596,457株、資本金は384,820千円、資本準備金は1,139,820千円となっております。

<訂正後>

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期、提出日2024年3月27日)及び半期報告書(第9期中、提出日2024年8月13日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月13日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第8期有価証券報告書の提出日(2024年3月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月13日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

3. 資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」に記載の第8期有価証券報告書(提出日2024年3月27日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2024年3月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月13日)までの間において、以下のとおり変化しております。

(中略)

「4. 最近の業績の概要」の全文削除

第四部 【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第8期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年4月5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期第1四半期)	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	2024年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第8期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年4月5日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第9期中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年 8月13日

株式会社モダリス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 哲 章

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モダリスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モダリス及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年8月7日開催の取締役会において、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第14回及び第15回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(中間報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。